

○平成二十一年総務省告示第二百四十七号（時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（時分割複信方式を用いるものに限る。）及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を改正する件 新旧対照表 （傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一・二（略）</p> <p>三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、<u>二、〇二〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するもの</u>の技術的条件</p> <p>1 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。 なお、<u>陸上移動中継局</u>の送信装置の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあつては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、<u>陸上移動中継局</u>の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあつては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>3 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、<u>陸上移動中継局</u>の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあつては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>4・5（略）</p>	<p>一・二（略）</p> <p>三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び<u>シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局</u>の送信装置であつて、<u>時分割複信方式を用いるもの</u>の技術的条件</p> <p>1 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。 なお、<u>シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局</u>の送信装置の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあつては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、<u>シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局</u>の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあつては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>3 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、<u>シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局</u>の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあつては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p>四 <u>直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局</u>の送信装置で</p>

あつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件

1 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。
なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(周波数分割複信方式を用いるものに限る。以下この項において同じ。)の送信装置の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.5-1.4 \times \Delta f$ デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。以下この表において同じ。) Δf は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数(単位 MHz)とする。
五 MHz 以上一〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)一四デシベル以下の値
一〇 MHz 以上	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)一五デシベル以下の値。ただし、八一五 MHz を超え八九五 MHz 以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下の値とする。

注1 基地局が使用する周波数帯(八六〇 MHz を超え八九五 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五二〇・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下及び二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。)の端から一〇 MHz 未満の周波数帯に限り適用する。

2 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近

い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3) 空間多重方式を用いる基地局にあつては各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局の送信装置

チャンネル 間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
五 MHz 未満	一、〇〇〇 kHz	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一五デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。) 以下の値
	一、〇〇〇 kHz 以上五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一〇デシベル以下の値
	五 MHz 以上六 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一二デシベル以下の値
	六 MHz 以上一〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一五デシベル以下の値
一〇 MHz	一、〇〇〇 kHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一八デシベル以下の値
	一、〇〇〇 kHz 以上五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一〇デシベル以下の値
	五 MHz 以上一〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一二デシベル以下の値
	一〇 MHz 以上一五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一五デシベル以下の値
二〇 MHz	一、〇〇〇 kHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一二デシベル以下の値
	一、〇〇〇 kHz 以上五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一〇デシベル以下の値

五 MHz 以上一〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三デシベル以下の値
一〇 MHz 以上二五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 二五デシベル以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

2) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上二五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。) 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三デシベル以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三デシベル以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上二二・七五 MHz 未満 (一、八八四・五 MHz 以上一、九二五・七 MHz 以下及び二〇一〇 MHz 以上二、〇三五 MHz 以下を除く。)	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三デシベル以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均

一五・七 MHz 以下	電力が (二) 四二デシベル以下の値
二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五二デシベル以下の値

注 1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五 MHz 以上二、九二五・七 MHz 以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

2 空間多重方式を用いる基地局にあつては各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。) 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三六デシベル以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 (八六〇 MHz 以上八九五 MHz 以下を除く。)	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三六デシベル以下の値
八六〇 MHz 以上八九五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五〇デシベル以下の値。ただし、八一五 MHz を超え八五〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局にあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 四〇デシベル以下の値とする。
一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満 (二、四七五・九 MHz 以上二、五一〇・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz 以上二、	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三〇デシベル以下の値

八七九・九 MHz 以下、一、 八八四・五 MHz 以上、 九一五・七 MHz 以下、一、 〇一〇 MHz 以上二、〇二 五 MHz 以下及び二、一一 〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。)	
一、四七五・九 MHz 以上 一、五二〇・九 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電 力が(一)五〇デシベル以下の値。ただし、 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以 下の周波数の電波を使用する陸上移動局で あって、チャンネル間隔が五 MHz のものにあつて は任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均 電力が(一)三〇デシベル以下の値、チャーネ ル間隔が一〇 MHz 又は二〇 MHz のものにあつて は任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均 電力が(一)三五デシベル以下の値とする。
一、八四四・九 MHz 以上 一、八七九・九 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電 力が(一)五〇デシベル以下の値
一、八八四・五 MHz 以上 一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一)四二デシベル以下の値
二、〇一〇 MHz 以上二、 〇二五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電 力が(一)五〇デシベル以下の値
二、一一〇 MHz 以上二、 一七〇 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電 力が(一)五〇デシベル以下の値

注 チャンネル間隔が五 MHz の送信装置にあつては送信周波数帯域の端から一
二・五 MHz 以上、チャンネル間隔が一〇 MHz の送信装置にあつては送信周波数
帯域の端から二〇 MHz 以上、チャンネル間隔が二〇 MHz の送信装置にあつては
送信周波数帯域の端から三五 MHz 以上離れた周波数帯に限り、表の下欄に掲
げる値を適用する。

3) 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

チャネル間隔	隣接チャネル漏えい電力の許容値
5 MHz	送信周波数帯域の中心周波数から5 MHz及び10 MHz離れた周波数を中心周波数とする4・61 MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値又は任意の1、000 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一五デシベル(二ミリワットを0デシベルとする。)以下の値
10 MHz	送信周波数帯域の中心周波数から10 MHz及び20 MHz離れた周波数を中心周波数とする9・22 MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値又は任意の1、000 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一五デシベル(二ミリワットを0デシベルとする。)以下の値
20 MHz	送信周波数帯域の中心周波数から20 MHz及び40 MHz離れた周波数を中心周波数とする一八・四四 MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値又は任意の1、000 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一五デシベル(二ミリワットを0デシベルとする。)以下の値

注 空間多重方式を用いる基地局にあつては各空中線端子に隣接チャネル漏えい電力の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局の送信装置

チャネル間隔	隣接チャネル漏えい電力の許容値
5 MHz	1) 送信周波数帯域の中心周波数から5 MHz離れた周波数を中心周波数とする4・61 MHzの帯域幅における平均電力が空

--	--

	<p>中線電力より三〇デシベル以上低い値(一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局にあつては、離調周波数が五MHzのときの任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三三デシベル以上低い値)又は隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が五MHzの場合にあつては任意の四・六一MHzの帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が一〇MHzの場合にあつては任意の九・二二MHzの帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が二〇MHzの場合にあつては任意の一八・四四MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>2) 送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz離れた周波数を中心周波数とする四・六一MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三六デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が五MHzの場合にあつては任意の四・六一MHzの帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が一〇MHzの場合にあつては任意の九・二二MHzの帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が二〇MHzの場合にあつては任意の一八・四四MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
一〇MHz	<p>1) 送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz離れた周波数を中心周波数とする九・二二MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三〇デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャンネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅、隣接チャネルを使用する</p>

二〇 MHz	<p>1) 送信周波数帯域の中心周波数から二〇 MHz 離れた周波数を中心周波数とする一八・四四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三〇デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が三・八四 MHz の場合にあつては三・八四 MHz の帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が五 MHz の場合にあつては任意の四・六一 MHz の帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が一〇 MHz の場合にあつては任意の九・二二 MHz の帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が二〇 MHz の場合にあつては任意の一八・四四 MHz の帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
	<p>2) 送信周波数帯域の中心周波数から二〇 MHz 離れた周波数を中心周波数とする九・二二 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三六デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が三・八四 MHz の場合にあつては三・八四 MHz の帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が五 MHz の場合にあつては任意の四・六一 MHz の帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が一〇 MHz の場合にあつては任意の九・二二 MHz の帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が二〇 MHz の場合にあつては任意の一八・四四 MHz の帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>

2) 送信周波数帯域の中心周波数から四〇MHz離れた周波数を中心周波数とする一八・四四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三六デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が五MHzの場合にあつては任意の四・六一MHzの帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が一〇MHzの場合にあつては任意の九・二二MHzの帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が二〇MHzの場合にあつては任意の一八・四四MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

4) 基地局及び陸上移動中継局(陸上移動局に送信するものに限る。)の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

(1) チャネル間隔が五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(土)五MHz、(土)一〇MHz及び(土)一五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

(2) チャネル間隔が一〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(土)七・五MHz、(土)一二・五MHz及び(土)一七・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

(3) チャネル間隔が二〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(土)一二・五MHz、(土)一七・五MHz及び(土)二二・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発

四・五 (略)

五・六 (略)

生ずる相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。